

令和7年 北秋田市農業委員会 第6回総会

1. 開催日時 令和7年6月16日(月) 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市交流センター 1階講堂

3. 出席委員(35名)

1番 櫻井 豊	2番 佐藤 稔	3番 宮腰 文義
4番 鈴木 豊	5番 佐藤 邦久	6番 中林 めぐみ
7番 長崎 成人	8番 堀部 聡	9番 多賀谷 テル子
10番 長岐 正	11番 松岡 英敏	12番 伊藤 鶴一
13番 土田 紀子	14番 藤島 喜美男	15番 成田 博幸
16番 寺田 一徳	17番 武田 響一	18番 武石 修一
19番 佐藤 茂延	20番 金田 悦子	21番 藤岡 智洋
22番 中嶋 力藏	23番 佐藤 利子	24番 松橋 利彦
25番 伊東 誠子	26番 出川 信久	27番 佐藤 政信
28番 小笠原 千春	29番 澤藤 匠	30番 土濃塚 謙一郎
31番 野呂 義久	32番 若松 一幸	33番 佐藤 整
34番 金 俊英	37番 長岐 一志	

4. 欠席委員(1名)

36番 佐藤 篤史

5. 欠員(1名)

6. 議事日程

第1	報告第13号	会務報告
第2	報告第14号	専決処分の報告
第3	議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請について
第4	議案第27号	農地法第5条の規定による許可申請について
第5	議案第28号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について

7. 出席した事務局職員

局長 成田 幸治 副主幹 簾内 拓也 主査 疋田 憲匡

8. 議事録署名委員

16番 寺田一徳 17番 武田響一

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまより令和7年 北秋田市農業委員会第6回総会を開会いたします。</p> <p>はじめに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>36番 佐藤篤史 委員の1名となっております。</p> <p>委員総数36名中、35名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>会長あいさつ（省略）</p>
議長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>16番 寺田一徳 委員、17番 武田響一 委員にお願いします。</p> <p>それでは案件に入ります。報告第13号「会務報告」を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>事務局の成田です。以後着座にてご説明いたします。</p> <p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。報告第13号「会務報告」です。読み上げてご報告いたします。</p> <p>5月7日、第5回総会に係る調査を、委員5名、事務局3名の出席により市役所第2庁舎会議室にて実施しました。</p> <p>15日、第5回定例総会を市役所第本庁3階 大会議室において委員2</p>

3名の出席により開催しました。

22日、市町村農業委員会事務局長会議が秋田市において開催され事務局長が出席しました。

23日、秋田県都市農業委員会会長会通常総会が秋田市にて開催され会長と事務局長が出席しました。

28日 全国農業委員会会長大会が東京都・ラインキューブシブヤ（渋谷公会堂）において開催され、長岐会長と事務局長が出席しました。また同日夜、千代田区の主婦会館プラザエフにおきまして、秋田県選出国會議員要請集会が開催され、こちらにも長岐会長と事務局長が出席しました。

翌29日から30日にかけて、県北地区会長会の視察研修として茨城県常総市のグランベリー大地、スガノ農機茨城工場、水戸市のJA水戸大洗地区農産物直売所を視察してまいりました。

29日、北秋田地域農業改良普及推進会議および管内農林業関連部課長等会議が北秋田地域振興局において開催され、事務局より簾内副主幹が出席しました。報告は以上です。

議 長

ただいま事務局より報告がありましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第14号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをご覧ください。

報告第14号「令和7年5月分 専決処分の報告」です。

表の4月の列をご覧ください。

(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が65件、(3) 非農地通知が1件、(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が11件、(6) 農地所有適格法人の報告書の受理が2件、(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が13件、合計92件の処理を実施しました。次の4ページからその内訳となります。

はじめに、(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(申請番号1番を朗読)

以下、14ページの申請番号65番までの計238筆、372,919.85㎡について、いずれも適当であるとの意見を回答しております。

つぎに14ページの下段をご覧ください。

(3) 非農地通知です。

(申請番号1番を朗読)

以上の1件について、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地である旨の決定を行っております。

つぎに15ページをご覧ください。

(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、19ページの申請番号11番まで、合計94筆、面積140,587㎡です。

つぎに同じく19ページの中ほどをご覧ください。

(6) 農地所有適格法人の報告書の受理につきましては、記載の2法人より2件の報告書を受理しております。

つぎに下段をご覧ください。

(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、21ページの申請番号13番まで、合計43筆、面積70,931.85㎡です。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

報告第14号について事務局より説明がありました。それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

19番

19番の佐藤です。

(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理についてですが、理由でよく「他者との契約」というものがあるのですけれども、これは相手が決まっているものなののでしょうか。ただ条件が悪くて返したりする場合はさすがに誰もやる人がいないと思うのですが、それが本当に相手が決まっているのか、名目上のものなのか、このあとどういうふうになっていくのかということをお教えください。

事務局

事務局の疋田です。

合意解約の理由についてですが、「他者との貸借のため」となっているものについては、聞き取りを行ったうえで、農林課の方で中間管理機構と手続き中であつたり、そちらへこれから申し込むということで相手も決まっているものについてはそのように記入していただいております。また、条件が悪くて単に返すだけといったケースについては「自作のため」

という理由で書いて提出していただいているところです。

19番 内容は理解しましたが、ずっと耕作されないままにいるという農地の事例も聞いているし、前までは遊休農地の絡みでよく言われていたんですけれども、最近は何かそういう場所が荒れてきているような場所も見受けられるので確認の意味でお尋ねしました。今後の方針については話し合うことが必要であるとは考えていますが、どうにもならないとぼやいているところです。

議長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、次に進みます。

次に、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書22ページをご覧ください。

議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和7年6月16日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(申請番号1番を朗読)

以下申請番号3番まで、合計14筆、面積27,279㎡です。なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。農地法第3条第2項各号については23ページをご参照ください。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号31番 野呂義久 委員よりお願いいたします。

31番 31番の野呂です。

番号1番から3番を報告させていただきます。

調査日は6月6日、調査員は33番の佐藤整委員、34番の金委員と私、事務局から成田事務局長、簾内副主幹、疋田主査の計6名で、市役所第二庁舎会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

申請番号1番は資料の25ページから26ページになります。栄字向前田の申請地は、摩当の中にある住宅に隣接した畑でした。衛星写真と事務局で撮影した現地の写真で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号2番は資料の27ページから30ページになります。栄字黒滝ノ沢と向前田の申請地は、摩当の周辺にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作や管理がされており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号3番は資料の31ページから34ページになります。綴子字家下タと川西、谷地川上の申請地は、田中から上町の間にある整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地はすべて適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議長 野呂委員、ありがとうございました。

議案第26号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からの説明が終わりました。それでは議案第26号中、申請番号3番を除く2件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第26号中、申請番号3番を除く2件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第26号中、申請番号3番の質疑に入りますが、この件については、議席番号15番 成田博幸委員との関連があるため退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：15番 成田博幸 委員)

議長

会議を再開いたします。

議案第26号中、申請番号3番の質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

32番

32番若松です。

3番の権利種別「その他の権利」について詳しく教えてください。

事務局

事務局の疋田です。

こちらは農業公社を利用して分割払いをしたときに使われる権利設定となっております。不動産割賦払による農地代金の支払いということで、備考欄に1年あたりの支払額の記載がありますが、これを6回に分けて代金を分割払いした後に公社から所有権移転を受けるという権利となっております。農地の小作料としてはゼロですが、1年あたりの金額を支払って行って農地代金全額の支払が終われば公社からの所有権移転が受けられるという形となっております。

32番

以前も同様の案件があったと思いますが、この場合は6回の分割代金を払い終わって権利移転される段階でもう一回総会に諮られるものですか。

事務局

お見込みのとおりです。支払が全て完了しましたら3条による無償での所有権移転案件として総会に諮られることとなります。

議長

その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第26号中、申請番号3番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
暫時休憩いたします。

(着席：15番 成田博幸 委員)

議 長 会議を再開いたします。
次に、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を
議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書35ページをご覧ください。
議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議
を求めます。

令和7年6月16日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
(申請番号1番を朗読)

36ページから41ページにかけてが現地の位置図、土地利用計画図
等となります。なお、本件は常設審議委員会への諮問案件となります。案
件は以上の1件です。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をし
て頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号33番 佐藤整
委員よりお願いします。

33番 33番の佐藤です。
申請番号の1番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の
報告と同様です。資料は37ページから41ページになります。

脇神字泉屋敷の申請地は、旧鷹巣高校のグラウンドのすぐ南側の区画
にある農地でした。衛星写真と直前に事務局で撮影した現地の写真で確
認したところ、道路や宅地などの開発によって分断され、家庭菜園となっ
ている畑を転用する計画であり、周囲の農地や地域の農業に対して影響
がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議 長 佐藤 委員、ありがとうございました。

議案第27号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からの説明が終わりました。それでは本議案について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第27号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第28号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書42ページをご覧ください。
議案第28号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。

令和7年6月16日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
以下の申請はいずれも所有権移転案件です。

(申請番号1番を朗読)

以下、43ページの申請番号2番まで、合計16筆、面積26,041㎡です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 議案第28号について事務局の説明が終わりました。それでは、質疑に入りますが、先に申請番号2番から審議いたします。申請番号2番について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第28号中、申請番号2番について、原案通り決することにご異議

ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第28号中、申請番号1番の質疑に入りますが、この件については、議席番号32番 若松一幸 委員との関連があるため退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：32番 若松一幸 委員)

議 長

会議を再開いたします。

議案第28号中、申請番号1番の質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第28号中、申請番号1番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：32番 若松一幸 委員)

議 長

会議を再開いたします。

以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第6回定例総会を閉会します。